

本校では、いじめの防止等を推進する体制づくりを確立し、問題に対して迅速かつ適切に対処していく学校を目指すために、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

牛久保小学校いじめ防止基本方針

平成30年1月30日改定

I いじめの防止に向けた学校の考え方

<いじめ防止等に向けての基本理念>

全ての子どもたちは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつもの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめは健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと認識に立つ必要がある。

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真摯に取り組む必要がある。子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めることも肝要である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを防止するために、

- (1) いじめの未然防止 (2) 早期発見・早期対応 (3) 適切な対処・措置
の3点を重点として取組を進める。

II 組織の設置及び組織的な取組

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的にするため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

- 「いじめ防止対策委員会」を組織する。

①委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、教務主任、養護教諭、関係学年主任、担任、その他関係教職員、必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成し・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担う。

(1) 「いじめの未然防止」

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・学年、専科等児童に関わる職員で児童の情報共有を行い見守る。
- ・年間計画の作成し、取り組みについて検証し、方針策定や見直しを行う。

- (2) 「早期発見・早期対応」
 - ・いじめの相談・通報窓口の設置
 - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- (3) 「適切な対処・措置」
 - ・いじめ(疑いを含む)を察知した場合は情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴き取り調査等により事実確認の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施
 - ・重大事態発生時に調査等の対応の中心を担う。

Ⅲ いじめの未然防止及び早期発見のための取組

いじめのない学校づくりには予防が大切である。人権教育や児童指導の中核に置き、教科指導、学級指導を中心とした特別活動など、さまざまな観点で取り組む。また、指導者の必要な資質・能力を高める。

1 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、互いの心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業や集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

そのため、教員の資質向上のための取組を進める。人権教育や道徳教育年間計画等の確実な実施、加えて「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や指針を育み、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

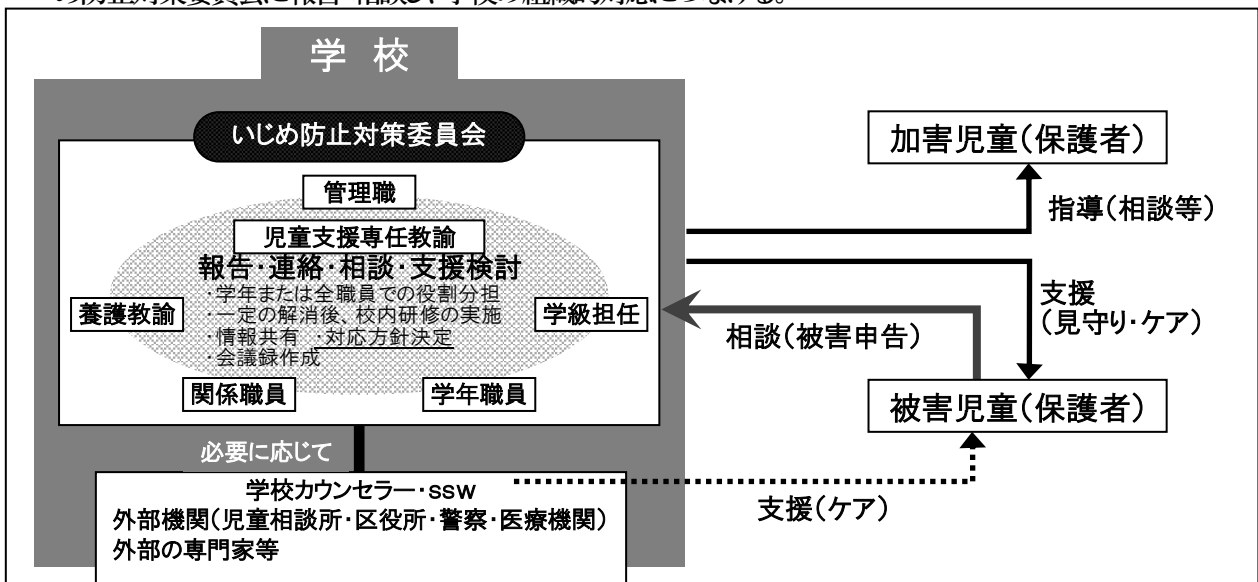
2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細に兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切なかわりもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ◇チェックリストの作成、情報の共有、全教職員のスキルアップ等、具体的な取組を進めていく。
- ◇子どもによるいじめ防止活動、毎月の「学校生活アンケート」の実施、年度初め・夏休み明け・いじめ解決一斉キャンペーン時の教育相談の充実を図り、児童がいじめを訴えやすい環境・体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ◇インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上や、関係機関と連携したネットパトロールを進め、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ◇保護者、地域、関係機関との連携

3 いじめに対する対応の流れ

いじめの疑いがあった段階で情報共有と組織的対応、支援指導をする。教職員は、直ちにすべて学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的対応につなげる。



4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消への支援策として、担任だけではなく、当該児童に関わる複数の職員の見守り。必要に応じて、学年全体への指導、継続的な声掛けや関わりを行う。

5 研修の実施

いじめ防止には、教職員のスキルアップが必要である。研修については、定期的に行うもの、夏季休業中の研修のように時間をかけてじっくり行うものなどを、計画的に時期や形態を考えて行う。

6 まちとともに歩む学校づくり懇話会・学校・家庭・地域連携事業等の活用

本校の「まちとともに歩む学校づくり懇話会」やPTA組織を活用し、さらに、中学校ブロックの学校・家庭・地域連携事業を活用し、保護者・地域等と課題を共有して、解決の礎とする。

7 いじめ防止対策委員会の年間計画

月	取組内容	
4月	学年引継（いじめ未然防止のための個への支援について）	入学式、保護者説明会、学年集会 まち懇
5月		家庭訪問
6月	Y-Pアセスメントを用いた、支援検討会①	学家地連
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	保護者面談 地区懇談会
8月	職員研修（内部及び外部講師） 横浜子ども会議（区の話し合い）	
9月	全児童との教育相談	
11月	Y-Pアセスメントを用いた、支援検討会②	
12月	いじめアンケート実施・分析・対応、全児童との教育相談 人権週間の取組	保護者面談
2月	年度末振り返り及び方針の見直し	入学説明会
3月	次年度の年間計画作成	
毎月	いじめ防止対策委員会 学校生活アンケート（毎月15日）の実施 職員会議において児童についての共通理解を図る。	

IV 重大事態への対処について

重大事態が起きた場合、国や市の方針に基づき、次のように対応する。なお、重大事態の判断については、国と市のいじめ防止のための基本方針に基づいて行い、対応についても同様とする。

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」（同項第1号）
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項2号）とされている。

2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

3 調査・報告

いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を横浜市教育委員会に報告する。

4 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や組織等の見直しを行う。この方針については、日々変化し続ける児童の実態や保護者・地域の思いを俊敏にとらえ、常に実情に即した見直しを行う。また、より即効性を求めるため、PDCAサイクルでの検証による年間計画に努める。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。